3　退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書に記載された当該居住者の氏名、住所及び個人番号

二　前号の申告書の提出を受けた年月及び当該申告書の名称

三　その他参考となるべき事項

4　退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された法第二百三条第一項の規定による申告書に係る第七項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5　第七十六条の二第八項から第十項まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）の規定は、第二項の規定の適用を受けて法第二百三条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

第七十七条の三第四項及び第五項を削る。

第七十七条の四第三項中「提供）」に、「又は名称、住所又は」を「及び住所又は名称、」に改め、「、「個人番号又は法人番号」とあるのは「法人番号」と」を削り、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　法第二百三条の五第九項に規定する公的年金等の支払者（次項及び第七項において「公的年金等の支払者」という。）が同条第九項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第七十六条の二第六項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5　公的年金等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第二百三条の五第九項の規定の適用を受けて提出された同条第一項の規定による申告書に係る第八項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6　第七十六条の二第八項から第十項までの規定は、法第二百三条の五第九項の規定の適用を受けて同条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

7　法第二百三条の五第九項に規定する財務省令で定める者は、公的年金等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者とする。

第七十七条の五中「第四十七条の二第四項」を「第四十七条の二第五項」に、「第二百六十二条第二項第一号イからハまで」を「第二百六十二条第三項第一号イからハまで」に改める。

第七十八条第一号及び第七十九条第一号中「又は名称、住所若しくは居所又は」を「及び住所若しくは居所又は名称、」に改め、「個人番号又は」を削る。

第八十一条第二号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第八十一条の三第一号中「農業協同組合連合会」の下に「、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）に規定する特定承継会社をいう。）」を加える。

第八十一条の五第一項第一号イ中「以下この条」を「ト、次項第一号及び第三項」に改め、同号ハ中「法人番号」の下に「（個人番号及び法人番号を有しない者又は当該収益の分配につき租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名又は名称及び住所。チ及び次項第二号において同じ。）」を加え、同条第三項中「提示を」を「提示又は署名用電子証明書等（令第三百三十六条第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この章において同じ。）の送信を」に改める。

第八十一条の六第一項中「第二号に掲げる者」を「国内に住所を有しない個人」に改め、「。次項」の下に「、第六項及び第七項」を加え、同項第一号中「国内に住所を有する個人」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同号イ中「この項から第四項まで」を「この条」に改め、同号ロ中「第七条第二項第二号」を「第七条第四項第二号」に改め、「。次号イ⑵において同じ」を削り、「に掲げるもの」を「及び第二号に掲げる書類」に改め、同項第二号中「国内に住所を有しない個人」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同号イを次のように改める。

イ　個人番号を有しない個人　住所等確認書類（次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

ロにおいて同じ。）

第八十一条の六第一項第二号ロ中「イ⑴又は⑵に掲げるいずれかの書類」を「住所等確認書類」に改め、同項に次の一号を加える。

三　番号既告知者（令第三百三十六条第四項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定に該当する個人をいう。第六項において同じ。）　住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあつては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

第八十一条の六第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第七条第三項第七号」を「第七条第二項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第七条第三項第六号」を「第七条第二項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第七条第三項第五号」を「第七条第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第七条第三項第四号」を「第七条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「第七条第三項第一号」を「第七条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　前項第一号イに掲げる個人番号カード

第八十一条の六第五項中「第一項第二号に掲げる個人」を「国内に住所を有しない個人」に改め、「（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」を削り、「、第一項第二号」及び「で第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第六項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一　番号既告知者以外の者　当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　第七条第三項第一号に規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）

ロ　イの署名用電子証明書に係る者の第七条第六項第二号に掲げる情報

ハ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名（第七条第三項第二号に規定する電子署名をいう。次号ロにおいて同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書

ロ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

第八十一条の六に次の二項を加える。

7　貯蓄取扱機関等の営業所の長が令第三百三十六条第四項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　令第三百三十七条第二項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした個人の氏名、住所及び個人番号

二　当該提示又は送信を受けた年月日及び当該提示を受けた書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

三　その他参考となるべき事項

8　前項の貯蓄取扱機関等の営業所の長は、同項の帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第八十一条の七第二項第二号中「掲げる」を「定める」に改め、「（同条第一項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この章において同じ。）」を削る。